

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

人口減少と自家用車の普及により路線バスの利用者は減少し、その維持・確保に対する行政負担も年々増加している。そのような中、特に高齢化が進んでいる山間部の地域においては公共交通が唯一の移動手段となっている方も多く路線バスの維持・確保が重要な課題となっている。そこで、山間部からの路線を一部延伸し、近年商業施設や病院の建設が進む幹線道路を通るルートへ変更することで利便性の向上を図るとともに、利用目的に合致した路線を構築することができる。これにより、山間部や路線沿線に居住する方々の生活路線としての利便性も高まるため、当該路線を維持していくことが必要である。

当初の計画では、せとうち周桑バス（株）が運行する山間部の保井野線のみを対象路線としていたが、他の路線においても地域の実情や利用者の意見をもとに見直し作業を行ってきた結果、瀬戸内運輸（株）が運行する山間部の2路線、加茂線及び西之川線においても見直しを行う運びとなった。山間部からの本2路線は、市街地において通院や買い物といった日常生活に適した路線となっており、また、伊予西条駅を起終点とした循環的な役割を担う路線へと見直されるため、山間部の住民はもとより市街地での利用者も見込まれる。そのため、早急に運行を開始したいところであるが、許認可の取得等、準備に期間が必要であるため運行開始を4月20日と設定している。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

➢ 当該路線の運行により買い物や通院等の目的行動が可能となる環境が整うため、利便性の向上による路線バス利用者の増加を図る。

※当該バス路線の利用者数 1便あたり5人以上

(2) 事業の効果

➢ 買い物や通院といった目的行動が可能となる当該路線を維持することにより高齢者等が気軽に外出できる環境が整備される。また、路線の沿線には産直市があるため、高齢な生産者においては出荷・出店を路線バスによる運搬で行うことが可能となり、生きがいくりの一端を担うとともに需要と供給による更なるサービスの向上が期待できる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(表1)

➢ 表1のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(表2)

➢ 表2のとおり

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

➢ せとうち周桑バス株式会社

➢ 瀬戸内運輸株式会社

6. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要(表5)

➤表5のとおり

7. 協議会の開催状況と主な議論

➤平成27年4月28日(第1回)

せとうち周桑バス(株) バス路線の一部変更(案)について協議 ⇒ 承認

➤平成27年6月26日(第2回)

生活交通確保維持改善計画策定(平成27年6月22日~26日 持ち回り決裁 ⇒ 承認)

➤平成27年12月21日(第3回)

瀬戸内運輸(株) バス路線の一部変更(案)について協議 ⇒ 承認

➤平成28年3月下旬(第4回)

生活交通確保維持改善計画変更(平成28年3月22日~28日 持ち回り決裁 ⇒ 承認)

8. 利用者等の意見の反映状況

➤昨年度、当計画の基となる西条市地域公共交通網形成計画の策定時において、OD調査や市民アンケート調査、ヒアリング調査等を実施し、意見や要望の収集に努めた。

その中で、

- ・商業施設や病院のある幹線道路を運行してほしい
- ・産直市を経由してほしい
- ・バス路線の無い地域に乗り入れてほしい 等

の意見や要望を基に協議会にて検討を行い、当計画の策定に至った。

9. 協議会メンバーの構成

➤委員

瀬戸内運輸(株)、せとうち周桑バス(株)、愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、四国旅客鉄道(株)、四国地方整備局松山河川国道事務所、西条警察署、西条西警察署、西条市連合自治会、西条市老人クラブ連合会、西条市婦人会、西条市社会福祉協議会、西条商工会議所、周桑商工会、西条市観光協会、西条市医師会、瀬戸内運輸労働組合、四国運輸局愛媛運輸支局、西条市

➤アドバイザー

愛媛大学、香川高等専門学校、松山大学

➤オブザーバー

愛媛県